

平成23年9月5日

杉並区議会議長

藤本 なおや 様

議会改革特別委員会委員長

河津 利恵子

### 議会改革特別委員会活動経過報告書

議会改革特別委員会の活動経過について、下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 活動年月日

- (1) 平成23年5月30日 正副委員長互選
- (2) 平成23年6月27日 報告聴取、議会改革に関する調査・検討
- (3) 平成23年7月14日 議会改革に関する調査・検討
- (4) 平成23年8月 5日 議会改革に関する調査・検討
- (5) 平成23年8月30日 議会改革に関する調査・検討

#### 2 活動経過

##### (1) 5月30日

正副委員長の互選を行い、その結果、委員長には河津利恵子委員、副委員長には川原口宏之委員がそれぞれ選出された。

##### (2) 6月27日

①の報告事項を聴取した後、質疑応答を行った。

また、②のとおり委員会の今後の進め方について調査・検討した。

##### ① 地方自治法の一部を改正する法律の公布について

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が本年5月2日に公布され、議員定数の法定上限を撤廃すること、議決事件の範囲を拡大すること、行政機関等の共同設置を可能とすること及び地方公共団体に対し基本構想の策定義務を廃止すること等の改正が

されたとのこと。

② 議会改革特別委員会の今後の進め方について

議会基本条例の制定のほか当委員会が調査・検討すべき事項について意見を聴取した。

議員定数、議員報酬、通年議会、二元代表制は、議会基本条例とあわせて調査・検討すべきである、(仮称)議決条例は、基本条例とは別に調査・検討すべきである、また、「請願・陳情審査」及び「傍聴者への対応」を委員会で調査・検討すべきである等の意見があった。

(3) 7月14日

以下の3件について、調査・検討した。

① 調査・検討すべき事項について

前回に引き続き、当委員会が調査・検討すべき事項について意見を聴取した。

議員定数、議員報酬、通年議会、二元代表制については、議会基本条例とあわせて調査・検討することとし、(仮称)議決条例は、基本条例とは別に調査・検討することとした。

また、「請願・陳情審査」及び「傍聴者への対応」について、委員会で調査・検討することとした。

② 議会基本条例の今後の進め方について

条例制定までの全体のスケジュール(案)について意見を聴取した。

現段階では決めず、時機を見て再度、意見を聴取することとした。

また、条例自体の具体的な議論の進め方について検討した結果、議会改革に関する検討調査部会(第5次報告)資料を基に進めていくこととした。

③ (仮称)議決条例の今後の進め方について

議決すべき事件及び条例の制定までの全体のスケジュール(案)について意見を聴取した。

地方自治法の一部改正に伴い基本構想が議決事件の対象でなくなったことを踏まえ、条例の制定の必要性について検討した。

また、スケジュール(案)については、現段階では決めず、時機を見て再度、意見を聴取することとした。

(4) 8月5日

以下の3件について、調査・検討した。

① 調査・検討すべき事項について

前回に引き続き「請願・陳情審査」と「傍聴者への対応」について意見を聴取した。

「請願・陳情審査」については、議会で審査できないものの取扱いや、審査率を向上するための具体的な方策について議論し、引き続き検討することとした。

また、「傍聴者への対応」については、関係法令や当区議会の過去の傍聴者への対応を確認した上で、再度、検討することとした。

② (仮称) 議決条例について

条例の制定及び議決すべき事件について意見を聴取した。

他自治体の状況と基本構想が議決事件の対象となくなること等を踏まえ議論した。

条例を制定することは、概ね委員全員の意見は一致したが、議決すべき事件については引き続き検討することとした。

③ 議会基本条例の進め方について

条例の条文を検討するための具体的な進め方について意見を聴取した。

条文の検討については、時間を要するとしても条文ごとに検討することとし、次回から具体的な検討に入ることとした。

また、委員以外の議員に対して、情報提供と説明の場を設けていくこととした。

(5) 8月30日

以下の3件について、調査・検討した。

① 調査・検討すべき事項について

前回に引き続き「請願・陳情審査」と「傍聴者への対応」について意見を聴取した。

「請願・陳情審査」については、審査率を向上するための具体的な方策と議会で審査できないものの取扱いについて議論した。

審査率の向上のため委員会の審査回数を増やすことについては、概ね委員の意見は一致したが、具体的な方策と議会で審査できないものの取扱いについては引き続き検討することとした。

また、「傍聴者への対応」については、傍聴人の拍手を容認するかについて議論したが、委員間での地方自治法の解釈が異なることから賛否が分かれた。

本事項については議会運営委員会と所管事項が重なるため、その取扱いについては委員長間で調整し、結果を委員会で報告することと

した。

② (仮称) 議決条例について

基本構想を議決事件とし、議案を本年の第4回定例会で提出する方向で進めていくことが、委員全員により了承された。

また、議決すべき事件として提案された宣言及び基本計画については、引き続き検討することとした。

③ 議会基本条例の進め方について

議会・議員に関する規定(議会の活動原則・責務、議員の活動原則・責務、会派及び議決責任)について意見を聴取した。

「議会の活動原則・責務」及び「議員の活動原則・責務」については条例に規定する方向で議論することとし、「会派」については定義する困難性を踏まえた上で規定するか否かを含めた議論をすることとした。

また、「議決責任」については、(仮称) 議決条例を踏まえて議論することとした。

以上